



保育所等における新型コロナウイルスへの 対応方針について



ターゲット 3.3

令和2年2月28日

郡山市こども部

こども育成課

担当：伊東 洋祐

TEL：924-3541

【2/28 16:30 発信】

SDGs ターゲット 3.3 「伝染病を根絶するとともに、肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対応する」

新型コロナウイルス感染症にかかる、保育所等の対応方針については、別紙のとおりです

保育所等における新型コロナウイルスへの対応方針

◎対象者…児童及び職員

◎対象施設…認可保育施設、幼稚園、認可外保育施設、一時預かり施設

※民間施設に対しては、「要請」

1 新型コロナウイルスの感染者が確認されない場合

- (1) 通常通りの開所
- (2) 登所前に対象者の検温

以下の場合には、当該対象者は登所停止

- ①発熱（37.5 度以上 以下同じ）や呼吸器症状が認められる場合
- ②解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでの間

- (3) 対象施設において発熱、呼吸器症状が出た場合には、速やかに降所

2 対象者が新型コロナウイルスに感染した場合

当該施設を 14 日間、臨時閉鎖

3 対象者の同居家族が新型コロナウイルスに感染した場合

- (1) 当該施設は、一日臨時閉鎖
- (2) 臨時閉鎖中に、職員は自分で健康調査（セルフチェック）
- (3) セルフチェックで問題がない職員は、臨時閉鎖中出勤し、当該同居家族に対する健康調査及び施設の消毒を実施
 - ①調査の結果、濃厚接触等、感染が疑われる対象者の場合
当該対象者は、14 日間登所を停止
 - ②調査の結果、問題がない児童
臨時閉鎖終了後、通常どおり登所

4 複合施設の取り扱い

久保田、大槻及び安積保育所においては、①保育所、②一時預かり施設、③子育て支援センターのいずれかの施設において2及び3の事象が発生した場合には、すべての施設で同様の対応とする。

5 対象施設におけるイベントについて

- (1) 不特定多数の参加者によるイベント等は、原則として中止又は延期
- (2) 修了式は、中止
- (3) 満了式は、規模縮小・短時間での実施（満了児及びその保護者のみで実施）